

西宮市子育て支援ルーム事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市独自の子育てひろば「西宮市子育て支援ルーム事業」(以下、支援ルーム事業という。)を実施する団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。支援ルーム事業は、西宮市地域子育て支援拠点事業(以下、「子育てひろば事業」という。)の空白地域を補完する事業と位置付ける。

(定義)

第2条 この要綱において、支援ルーム事業とは、地域子育て支援拠点事業として国の補助要件に満たない子育てひろばを開設する幼稚園等を対象とした補助金とする。

(1)【I型】支援ルーム事業(私立幼稚園)

兵庫県「私立幼稚園2歳児子育て応援事業」を実施している園において、0・1歳児親子の交流等を週1回以上、1回2時間以上(午前中を含むこと)を実施する園に開設準備及び運営費の一部を補助する。

(2)【II型】支援ルーム事業

主に0～2歳児親子を対象に、交流等を週1回以上、1回3時間以上(午前中を含むこと)を実施する団体に開設準備及び運営費の一部を補助する。

(事業の実施条件)

第3条 支援ルーム事業を実施する施設は、次の各号に該当する要件を満たすものであって、実施場所が全市の配置上、適切であると市長が認めたものであること。【I型】【II型】共通。

(1) 実施場所について

子育て親子が集う場として適した場所で実施すること。複数の場所や日替わりで実施するものでなく、拠点となる場所を定めて実施すること。また、ベビーカー置き場や駐輪場を確保すること。

(2) 実施施設について

子育て親子が集うために適した室内で概ね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度以上の広さを確保すること。乳幼児を連れて利用しても支障が生じないような設備を有すること。

(3) 職員配置

支援ルーム事業の実施時間中は、子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育て知識と経験を有する専任の者を1名以上(非常勤でも可)配置すること。

(4)【I型】においては、兵庫県「私立幼稚園2歳児子育て応援事業」を実施していること。

(実施事業)

第4条 次の各号の取組をすべて実施すること。

(1) 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進

子育て親子が気軽にかつ自由に利用できる交流の場の設置や子育て親子間の交流を深める取組等の地域支援活動を実施すること。

(2) 子育て等に関する相談、援助の実施

子育てに不安や悩みなどを持っている子育て親子に対して、(1)の事業実施時等いつでも気軽に相談、援助ができる体制を整えること。

(3) 地域の子育て関連情報の提供

子育て親子が必要とする身近な地域の様々な育児や子育てに関する情報を提供すること。

(4) 子育て及び子育て支援に関する講座等の実施

子育て親子や、将来、子育て支援に関わるスタッフとして活動することを希望する者等を対象として、子育て及び子育て支援に関する講習等を実施すること。

(補助の対象となる経費)

第5条 補助の対象となる経費は、事業の運営にかかる経費のうち、次に掲げる経費とする。ただし、第2号に掲げる経費は、初年度に限り補助の対象とする。

(1) 運営費

報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、光熱水費、利用者及び従事者の保険料、使用料及び賃借料、備品購入費など市長が事業の運営に必要と認めた経費

(2) 開設準備費

授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具、玩具等の設置費又は購入費、改修工事費その他開設準備に要する経費

2 施設の新設費や改修費、設備工事費など建物のハードにかかる経費は補助の対象外とする。ただし、前項第2号に定める経費については除く。

(補助の基準額と補助金の額)

第6条 補助の基準額は別表1に定めるところによるものとし、期間は年度を単位とする。

2 補助金の額は、前項の補助の基準額と、補助の対象となる経費から寄付金その他収入額を控除した額とを比較して、少ない額とする。

3 年度途中で新規に事業を開始した場合、第1項の補助の基準額は事業開始月を含む月割りで計算するものとする。ただし、前条第2号に該当する場合についてはこの限りではない。

4 市長がやむを得ないと認めた場合で、年度途中で事業を休止又は廃止する場合は、第1項の補助の基準額は事業の休止又は廃止した月を含む事業を実施した月割りで計算するものとする。

5 本条の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

(交付の条件)

第7条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業により取得し、又は効用の増加した財産を、市長の承認を受けずに、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間を経過した場合はこの限りではない。
- (2) 市長の承認を受けて、財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に返納させることがある。
- (3) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (4) 補助金の交付を受けた団体は当該事業に係る関係書類を整備し、かつ、これらの書類等を事業完了後5年間保存しなければならない。

(実施団体の指定)

第8条 この要綱に基づく事業を実施し、補助金の交付を申請しようとするものは、事業の実施団体として、市の指定を受けなければならない。

- 2 前項の指定を受けようとするものは、市が別に定める期間に「西宮市子育て支援ルーム事業実施団体指定申請書（様式第1号）」を市長に申請しなければならない。
- 3 第2項で申請した内容のうち、前項以外に変更が生じた場合は、変更後1か月以内に「西宮市子育て支援ルーム事業実施団体変更届書（様式第1-1号）」を提出しなければならない。
- 4 市長は第2項の申請があった場合、事業の実施団体としての適否を別に定めるところにより審査し、可否を決定し、「西宮市子育て支援ルーム事業実施団体指定・却下通知書（様式第2号）」により申請者に通知するものとする。

(指定の期間)

第9条 前条による指定の期間は3年とする。

- 2 前項の指定の期間終了後、引き続き指定することにより、より高い効果が期待でき、事業の継続性や安定性が発揮され、利用者サービスが向上すると市長が認める場合には、再指定できるものとする。

(指定の解除)

第10条 第8条により事業実施の指定を受けた団体（以下、「指定団体」という。）が、やむを得ない事情により当該事業を継続することが困難になった場合には、「西宮市子育て支援ルーム事業実施団体指定解除申請書（様式第3号）」を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があった場合には、「西宮市子育て支援ルーム事業実施団体指定解除通知書（様式第4号）」により指定を解除することができる。
- 3 市長は、前項までの規定によらず、指定団体が事業を継続することが適当でないとした場合には、「西宮市子育て支援ルーム事業実施団体指定解除通知書（様式第4号）」により指定を解除することができる。

(交付申請)

- 第11条 指定団体が、補助金の交付申請をしようとする時は、「西宮市子育て支援ルーム事業補助金交付申請書（様式第5号）」を各年度の5月末までに市長に提出するものとする。
- 2 年度途中で新たに事業を開始した場合は、事業の開始後2か月以内又は当該年度の3月10日のいずれか早い日までに前項の規定による交付申請を行うものとする。
- 3 前項までの規定によらず、市長が必要と認めた場合は、前項の申請に代えて事業の開始前に「西宮市子育て支援ルーム事業補助金事前交付申請書（様式第5-1号）」を提出することができるものとする。
- 4 年度途中で申請内容に補助金額に影響のある変更が生じた場合は、速やかに「西宮市子育て支援ルーム事業補助金変更交付申請書（様式第6号）」を提出しなければならない。

(交付決定)

- 第12条 市長は前条の交付申請及び事前交付申請があった場合、速やかにその内容を審査のうえ、当該申請者に「西宮市子育て支援ルーム事業補助金交付決定通知書（様式第7号）」又は「西宮市子育て支援ルーム事業補助金事前交付決定通知書（様式第7-1号）」により通知するものとする。

(実績報告)

- 第13条 前条による補助金の交付決定を受けた者は、事業完了後1か月以内又は4月10日のいずれか早い日までに「西宮市子育て支援ルーム事業補助金実績報告書（様式第8号）」を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付方法及び請求)

- 第14条 指定団体が、補助金の交付を受けようとする時は、「西宮市子育て支援ルーム事業補助金請求書（様式第9号）」又は「西宮市子育て支援ルーム事業補助金事前請求書（様式第9-1号）」を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、第12条の規定により決定した補助金の額を前項の指定団体からの請求に基づき、交付するものとする。

(補助金の取り消し)

- 第15条 市長は補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する時は、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。
- (1) 補助金を当該事業の用途以外に使用したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (3) 第13条の規定による実績報告の提出により補助金の額に変更が生じ、第14条の規定により交付した補助金に過払いが発生したとき
- (4) その他、この要綱の規定に反したとき

(留意事項)

第16条 指定団体は、次に掲げる各号を事業実施上の留意事項として遵守すること。

- (1) 原則として、利用者から教材料費等の実費以外に利用料を徴収してはならない。徴収する場合には、利用者に対して何の費用かを事前に説明した上で領収書等を発行すること。また、徴収した金額を適切に管理し、把握すること。
- (2) 当要綱にある市の補助事業であることが、利用者等にも分かるよう周知すること。
- (3) 利用者の氏名、住所、緊急連絡先及び利用者の人数などを把握した上で施設等を利用させること。また、第13条に規定する実績報告書においてその状況を市に報告すること。
- (4) 乳幼児の利用の際には、原則として、常に保護者が同伴の上で利用させること。ただし、5歳を超える児童などで、保護者の同伴が必要でない認められる場合にはこの限りではない。
- (5) 利用者の安全面に関しては、十分に注意を払い、常に子育て親子等が安全に利用できる体制を築くこと。また、万が一に備えて損害保険等に加入すること。

(その他)

第17条 国が定める「地域子育て支援拠点事業」に係る要綱等の改正があった場合、必要な事項の見直しを行うものとする。

- 2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年12月8日から実施する。
- 2 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3年以内ごとに見直しを行うものとする。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から実施する。

別表 1

類型	費 目	1 施設あたりの 補助基準額（上限額）
Ⅰ 型	運営補助費	375,000 円
	開設準備経費 ※	300,000 円
Ⅱ 型	運営補助費	500,000 円
	開設準備経費 ※	500,000 円

※ 1 施設 1 回限り。3年程度は事業を継続すること